

O2-007

養護教諭がとらえる健康相談における合理的配慮—発達障害のある児童生徒への「心理面・健康面の合理的配慮」の観点から—

古川 恵美¹、岡本 啓子¹、三上 眞美²

¹畿央大学 教育学部、

²大阪市立平野南小学校

【背景】

障害者の権利に関する条約が2014年に批准され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)は2016年4月から施行されている。障害者の権利に関する条約で示された合理的配慮は、障害者差別解消法で法的義務が課され、行政機関、教育、雇用・就業、公共交通、医療・福祉、サービス、情報、災害対応等の様々な生活場面から求められることになった。2015年の文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(通知)では、対話による合意形成の重要性を〈合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、学校法人等及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること〉と示している。

【目的】

学校における健康相談の目的は、[児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくこと]とされ、建設的対話にもつながる。

本研究の目的は、健康相談における合理的配慮について養護教諭の観点を明らかにすることである。

【方法】

小学校・中学校に勤務する養護教諭30人を対象とした。合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(文部科学省2012)のうち、心理面・健康面の〈合理的配慮〉の観点をもとに質問紙調査を作成した。

【結果及び考察】

養護教諭が発達障害のある児童生徒への健康相談の中で、困難になりやすい場面や状況について養護教諭自身が理解し、その際に必要となる支援について周囲の児童生徒にも説明していた人は16人(53.3%)であった。これは合理的配慮の観点〈適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする〉に当てはまる。しかしこの観点自体を対象者は知らなかった。〈健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める〉等も同様であった。今後、健康相談において、合理的配慮がどのように行われているのか、参与観察等の研究方法で明らかにしていきたい。

(本研究はJSPS科研費 15K13243助成を受けたものである)